

一般社団法人美園タウンマネジメント

自転車駐車場利用約款

令和元年9月14日改定

(通則)

第1条 一般社団法人美園タウンマネジメント(以下「当法人」という。)が設置し、運営する自転車駐車場(以下「駐車場」という。)を利用する者は、この約款および利用案内看板に記載してある事項を承諾のうえ利用するものとする。

(定義)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 「車両」とは、道路交通法に規定する自転車をいう。
- 「利用者」とは、自転車を駐車する目的で駐車場を利用する者をいう。
- 「一時利用」とは、駐車場の1回の利用につき、駐車時間に応じた駐車料金を支払うことによる駐車場利用をいう。
- 「定期利用」とは、特定の車両に対して、期間・時間に応じた駐車料金を前もって支払うことによる駐車場利用をいう。

(利用方法等)

第3条 当駐車場は、より多くの方に駐車場所を提供し、自転車利用環境の向上および放置自転車対策に寄与し、駅への利用者と駅からの利用者が重複利用することを目的としているため、当駐車場を車庫代わりに長期間駐車することはできないものとする。また、当法人の承諾なく、駐車場内において営業行為、遊戯、演説、募金、署名運動および宣伝等の行為を行なうことは禁止する。

- 当駐車場は、利用案内看板で特に定めのない限り、24時間入出場できるものとする。
- 利用者は、駐車場を利用する際は、当法人の指示および駐車場内の掲示に従うものとする。
- 駐車場管理のための係員(以下「管理員」という。)が利用申込みの受付および場内整理・監視等のために勤務する時間並びに休日については、利用案内看板等に記載するものとする。
- 当法人は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を指定又は変更させることができる。

(営業休止、廃止等)

第4条 当法人は、次の各号の一に該当する場合においては、駐車場の全部又は一部について、営業休止、通路の通行止、車両の退避等を行うものとする。

- 自然災害、火災、浸水、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - 保安上、営業の継続が適当でない場合
 - 工事又は清掃等、施設管理のため必要がある場合
 - 前各号に掲げる場合のほか、管理上緊急の措置をとる必要がある場合
- 2 前項に掲げる場合のほか、駐車場用地の返還などやむを得ない事情により、当法人は駐車場の全部又は一部について廃止することができる。

(定期利用の申込等)

- 第5条** 定期利用の申込みは、当法人の定めた受付期間に、定期利用期間1か月・3か月・6か月を単位に、申込順に1人1台に限って受付をする。
- 定期利用の申込みが収容定数に達したときは、受付を停止する。
- 前項の受付の停止後は、補充(空席待)申込を受け付け、申込者の住所、氏名および電話番号を記録して、空席が生じたときは申込順に通知する。
- 前項の通知は電話または文書で行い、期日までに定期利用の申込みがないときは、希望がないものとみなして次順位者に通知する。

(定期利用手続きおよび利用料金等)

- 第6条** 定期利用の申込みおよび契約手続きは、当法人の定めた方式によるものとする。
- 契約期間およびこれに対応する定期利用料金は、当法人の定めるところにより、利用案内看板等に記載する。
- 学生証の提示があったときは学生料金を適用する。
- 契約手続きを終えた者には、定期利用承認票(定期利用シール)を交付する。
- 定期利用料金は利用者から解約の申出があった場合は、残存期間が1か月以上のものに限り当法人の定める方式によって払い戻しをする。
- 当法人の責めに帰する事由により契約解除するとき、または駐車場が利用出来なくなったときは、その期間に対応する利用料金を払い戻す。

(定期利用契約の更新)

第7条 定期利用契約の更新は、当法人の定めた方式によって原則として期間満了日の14日前から契約満了日までの間に行うものとする。ただし、場内掲示により特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとする。

- 前項の期間内に利用契約の更新をしなかった方については、その契約は、期間満了の日をもって終了したものとする。
- 学生証は、当法人の求めに応じて提示するものとする。提示のない場合は、所定の利用料金を支払うものとする。

(定期利用承認票の再交付)

- 第8条** 定期利用シールは、紛失・毀損等の事実を確認出来る場合を除いて、原則として再交付しない。また、定期利用シールの再発行手数料は、定期利用者が実費を支払うものとする。
- 定期利用シールの紛失に起因する損害については、当法人は一切の責任を負わない。

(定期利用承認票の返却)

第9条 定期利用者は、定期利用契約を解約したときは、定期利用シールを返却しなければならない。

(契約の解除)

第10条 契約期間中であっても、次の場合は、その契約を解除することができる。

- 駐車場の利用について不正があったとき
- 他の利用者に著しく迷惑となる行為を行ったとき
- 管理員の指示または約款を遵守せず、駐車場の管理運営に支障をきたしたとき
- その他、当法人の駐車場運営の障害となる行為をしたとき
- 当法人が駐車場を閉鎖する場合

- 前1号、2号、3号および4号により解約された場合においては、利用料金の払い戻しは一切行わない。

(遵守事項等)

- 第11条** 定期利用者は、住所・氏名等に変更があったときは、窓口開設期間中に住所等変更届により届け出る。
- 定期利用は申込者本人に限り、権利の譲渡・転貸はできないものとする。また、利用者の名義変更はできないものとする。
- 定期利用者は、駐車場所の指定があるときは、所定の場所に正しく駐車しなければならない。
- 定期利用者は、定期利用シールを、後輪カバー下部等の見やすい位置に確実に貼付しなければならない。
- 定期利用者は、定期利用シールを貼付してある自転車の修理等により代車を使用するときは、当法人に申し出て承認票の交付を受けるものとする。承認票の交付を受けない場合は、駐車されている自転車に注意札・警告札を取り付けることがある。
- 利用期間満了月の月末までに更新をせず定期利用シールの期限が切れている、あるいは利用料金の支払いをしているが自転車でステッカーを貼付していない場合は、警告のうえ、一時利用置場等へ当該自転車を移動することがある。また、当法人が放置車と判断した場合は、当該自転車を処分するとともに、一時利用料金および処分費用等の実費を当該利用者に請求するものとする。
- 利用者は、駐車場内では盗難等防止のため自転車は必ず施錠するものとする。
- 利用者は、駐車場内では車両を降りて移動するものとする。
- 利用者は、駐車場内では、火気の使用、ゴミ・汚物の持ち込み、騒音の発生等管理上支障となる行為および駐車場施設および近隣に対する迷惑行為はしてはならない。特に夜間は近隣に配慮し、静かに利用するよう心がけなければならない。

(免責等)

- 第12条** 当駐車場内における自転車もしくはその積載物・付属装着物の盗難、紛失、毀損、冠水等の事故にかかる損害については、当法人は一切の責任を負わない。
- 利用者が、故意または過失によって、駐車場施設または場内の他人の人身・財産に損害を与えたときは、これを弁償しなければならない。
- 機器の故障等で入出場不可能な場合に、利用者の判断により無理に入出場されたことが原因による車両の損害、入出場までの待機時間や新たに発生する機会損失等の損害について、当法人は一切の責任を負わない。
- トラブル処理等に際し、利用者の都合による代車等の費用について、当法人は一切の責任を負わない。

(放置車両の取り扱い)

- 第13条** 利用者が、あらかじめ当法人への届出を行なうことなく3日間を越えて車両を駐車している場合、当法人は、これらの利用者に対して予告なく車両を他の場所に移動することができるものとする。若しくは駐車場内において掲示することにより、当法人の指定する日までに当該車両の引き取りを請求することができるものとする。
- 本条第1項の場合において、利用者が自転車の引き取りを拒み若しくは引き取るができない場合、または当法人が利用者を確認することができない場合は、当法人は、車両の所有者に対して通知し、又は駐車場内において掲示することにより、当法人が指定する日までに車両の引き取りを請求することができるものとする。この場合、利用者

は、当該車両の所有者等への引渡し時に一切の権利を放棄したものとみなし、当法人に対して車両の引渡し請求、又はその他事情の如何を問わず何らの異議を申し立てないものとする。

- 本条第1項、第2項の請求を書面により行なったにも関わらず、当法人が指定する日までに車両の引き取りがなされないときは、当法人は車両の所有者等が引き取りを拒絶したものとみなすことができるものとする。
- 当法人は、本条第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両および積載物・付属装着物について生じた損害については、当法人の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとする。
- 当法人は、本条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両を調査することができるものとする。
- 当法人は、所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取りることが出来ず、又は当法人の過失なくして所有者等を確知することができない場合であって、所有者等に対して通知し、又は駐輪場において掲示することにより期限を定めて車両の引き取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告をした日から30日を経過した後、所有者等に対して通知し、又は駐輪場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両および積載物・付属装着物の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとする。
- 当法人は、本条第6項の規定により車両および積載物・付属装着物を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し、又は駐輪場において掲示するものとする。
- 当法人は、本条第6項の規定により車両および積載物・付属装着物を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐輪料金ならびに車両の保管、移動および処分のために要した費用があればこれを控除し、さらに不足がある時は所有者等に対してその費用を請求し、残額がある時はこれを所有者等に返還するものとする。

(個人情報に関する取り扱い)

第14条 当法人は、本約款による申込みおよび契約、登録情報の変更、利用履歴その他の本駐車場運営に伴って取得した利用者の個人情報を、次の各号に掲げる目的の範囲内で利用するものとする。

- 当駐車場の管理に必要な連絡、各種書類の送付、本人確認に当たり適切な判断や対応を行う為。
- 当駐車場の利用に係る料金請求を行う為。
- 当駐車場の利用に係る契約等の管理を適切に行う為。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令などにより必要となる管理を適切に行う為。
- 当法人において取り扱うサービスや商品、イベントやキャンペーンを案内する為。
- 当法人におけるサービスや商品の企画・開発、顧客満足度の向上などのためのマーケティング分析を行う為。

- 当法人は、法令の定める場合など正当な理由のあるときを除き、あらかじめ利用者の同意を得ずに、本条第1項により取得した個人情報を第三者に提供することはない。ただし、統計情報など個人を特定できない形態にしたうえで、研究、マーケティングその他当法人の事業目的で第三者に提供することがある。
- 当法人は、駐輪場の運営管理(コンピュータ事務、代金決済事務、利用者管理、利用者からの問合せ対応等の一切の事務)および当事業に関連する業務を第三者に業務委託する場合に、個人情報の保護措置を講じたうえで、本条第1項により取得した個人情報を当該業務委託先に預託するものとする。
- 利用者は、当法人に対して、自己に関する個人情報の開示を請求することができるものとする。また、個人情報の訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止の申し出があった場合、当法人は速やかに応じるものとする。
- 利用者は、前各項について同意の上、本約款による申込みを行うものとする。なお、利用者による個人情報の提供は任意だが、利用者により提供された個人情報に虚偽の内容を含むことが発覚した場合、当法人は利用者との契約を解除することができる。

(改廃)

第15条 当法人は、必要があると認めるときは、本約款を改定する事ができる。この場合、当法人は、1か月以上の周知期間を設け、改定事項を利用者に通知し、又は駐車場において掲示するものとする。改定事項は必要日から適用するものとし、遡及する事はないものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は別に定める。

- 定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。
- この規程に定めのない事項および本規程の解釈について疑義が生じた場合は、利用者および当法人は、互いに誠意をもって協議し解決するものとする。また、駐車場利用に関する一切の紛争の第一審専属管轄裁判所はさいたま地方裁判所とする。